

# 平成24年度 婦人保護事業実施状況報告の概要

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課

婦人保護事業実施状況報告は、全国の婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設の状況を、各都道府県の婦人保護事業担当部局に調査し、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課が行政資料として把握したものである。

(以下は、平成24年4月1日～平成25年3月31日の状況である。)

## 1 婦人相談所の業務

婦人相談所は、売春防止法第34条に基づき、各都道府県に設置されており、要保護女子に関する各般の問題について相談を行い、必要な調査や医学的、心理学的、職能的判定とこれらに附随した指導を行い、一時保護を行うことを主たる業務としている。

平成14年4月からは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「DV防止法」という。)第3条により配偶者暴力相談支援センターとしての役割を果たすこととなった。また、平成16年12月からは、人身取引対策行動計画に基づき、人身取引被害者への支援を行っている。

さらに、平成25年6月26日に、「DV防止法」及び「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(以下、「ストーカー規制法」という。)が改正され、ストーカー規制法において、ストーカー被害者の支援を婦人相談所が行うことについて規定された。

### (1) 相談別状況

婦人相談所において受け付けた相談実人員は、来所相談、電話相談等を合わせて138,850人(暴力被害男性を含む)であった。

種別	総数	来所による相談			巡回相談、出張相談による相談	電話相談		その他(メール等)
		電話・巡回相談等の来所指示による	外国人からの相談	夜間相談				
実人員	(100%) 138,850	(11.2%) 15,527	4,629	675	(0.3%) 409	(87.7%) 121,726	24,593	(0.8%) 1,188
延人員	(100%) 231,842	(30.4%) 70,548	14,358	2,879	(0.4%) 899	(66.7%) 154,615	31,820	(2.5%) 5,780

### (2) 来所による相談実人員の主訴別内訳

(1)の来所による相談のうち、夫等からの暴力を主訴とする実人員は9,172人であり、実人員総数の59.2%にあたる。(本表は、暴力被害男性<34名>を含まない。)

総数	夫等からの暴力	離婚問題 家庭不和	帰住先なし 住居問題	親族間の 問題	子どもの 問題	交際相手 の問題	医療関係	経済関係	人身取引 売春強要 等(※)	その他
(100%) 15,493	(59.2%) 9,172	(10.1%) 1,568	(6.2%) 959	(4.6%) 711	(3.6%) 554	(2.4%) 370	(3.7%) 571	(1.6%) 248	(1.0%) 155	(7.6%) 1,185

※本項目において、ストーカー被害者33名を含む。

### (3) 一時保護の状況

一時保護は、売春防止法に基づき、要保護女子の婦人保護施設への収容保護又は関係諸機関への移送等の措置が採られるまでの間行うほか、短期間の更生指導を必要とする場合等に行われる。

またDV法により、配偶者からの暴力被害者及びその同伴する家族の一時保護を行うこととされ、母子生活支援施設、民間シェルター等一定の基準を満たす者には一時保護の委託が可能となっている。

さらに、人身取引対策行動計画に基づき、被害者の一時保護（委託を含む）を行っている。

	実 人 員	うち一時保護委託分	延 べ 人 員	うち一時保護委託分
要 保 護 女 子 等	6, 189	1, 721	91, 688	24, 960
同 伴 す る 家 族	5, 376	2, 113	80, 059	30, 638

### (4) 在所者の一時保護時の主訴別内訳

注) 在所者とは、前年度末在所者と平成24年度に新規に入所した者で、当該年度中1日でも在所した者をいう。

総数	夫等からの暴力	帰宅先なし住居問題	親族間の問題	子どもの問題	交際相手の問題	人身取引売春強要等(※)	医療関係	経済関係	離婚問題 家庭不和	その他
(100%) 6,189	(70.7%) 4,373	(11.5%) 713	(5.2%) 320	(3.2%) 197	(3.9%) 239	(1.4%) 88	(0.6%) 36	(0.5%) 35	(0.8%) 53	(2.2%) 135

※本項目において、ストーカー被害者26名を含む。

### (5) 一時保護後の状況

総 数	自 立	帰 宅	帰 郷	福祉事務所	婦人保護施設	友人宅・知人宅	民間団体	病 院	その他
(100%) 6,016	(16.0%) 964	(17.3%) 1,043	(18.2%) 1,093	(17.5%) 1,050	(10.7%) 641	(4.5%) 274	(1.8%) 108	(2.2%) 133	(11.8%) 710

## 2 婦人相談員の業務

婦人相談員は、売春防止法第35条に基づき、社会的信望があり、熱意と識見を持っている者のうちから、都道府県知事又は市長から委嘱され、要保護女子の発見、相談、指導等を行うこととされている。

また、DV法第4条により、配偶者からの暴力被害者の相談、必要な指導を行うこととされている。

平成25年4月1日現在、47都道府県453名（うち婦人相談所220名）、297市区782名、合計1,235名の婦人相談員が全国に配置されている。

### (1) 相談別状況

種別	総 数	来 所 に よ る 相 談		巡回相談、出張相談による相談	電 話 相 談		そ の 他 (メール等)	
		電話・巡回相談等の来所指示による	外国人からの相談		夜間相談			
実 人 員	(100%) 140,629	(48.7%) 68,485	6,466	2,843	(2.4%) 3,421	(47.7%) 67,115	1,184	(1.2%) 1,608
延 人 員	(100%) 327,502	(56.2%) 184,229	14,453	9,336	(3.5%) 11,349	(38.8%) 127,094	2,235	(1.5%) 4,830

※婦人相談所以外の福祉事務所等に配置される婦人相談員が受け付けた相談。

## (2) 来所による相談実人員の主訴別内訳

(1)の来所による相談のうち、夫等からの暴力を主訴とする実人員は20,828人であり、実人員総数の30.5%にあたる。注)暴力被害男性(116名)は含まない。

総数	夫等からの暴力	離婚問題 家庭不和	経済関係	医療関係	帰住先なし 住居問題	子どもの 問題	親族間 の問題	交際相手 の問題	人身取引 売春強要 等(※)	その他
(100%) 68,369	(30.5%) 20,828	(19.2%) 13,161	(15.0%) 10,262	(8.3%) 5,660	(6.5%) 4,436	(6.2%) 4,208	(4.5%) 3,115	(1.3%) 922	(1.2%) 776	(7.3%) 5,001

※本項目において、ストーカー被害者300名を含む。

## 3 婦人保護施設の業務

婦人保護施設は、要保護女子を收容保護する施設で、都道府県、市町村又は社会福祉法人が設置することができる。(売春防止法第36条)平成25年4月1日現在39都道府県に49か所設置されている。

また、DV防止法第5条により、配偶者からの暴力被害者の保護を行なうことができることとされている。

### (1) 入退所状況

	前年度末在所者	当該年度中 新規入所者	当該年度中 退所者	当該年度末 在所者	当該年度中 在所延人員
要保護女子等	419	728	748	399	150,116
同伴する家族	32	411	403	41	16,133
うち同伴児	32	407	398	40	16,078

### (2) 在所者の入所時における主訴別内訳

在所者の主訴別入所の内訳をみると、在所者総数のうち、「夫等からの暴力」を主訴とする者が43.4%にのぼり、次いで「帰住先なし・住居問題」を主訴とする者が25.4%にのぼる。

注)在所者とは、前年度末在所者と平成24年度に新規に入所した者で、当該年度中1日でも在所した者をいう。

総数	夫等からの暴力	帰住先なし 住居問題	医療関係	親族間 の問題	子どもの 問題	交際相手 の問題	人身取引 売春強要 等(※)	経済問題	離婚問題 家庭不和	その他
(100%) 1,147	(43.4%) 498	(25.5%) 292	(7.0%) 80	(8.7%) 100	(3.9%) 45	(2.6%) 30	(2.3%) 26	(2.4%) 28	(1.2%) 14	(3.0%) 34

※本項目において、ストーカー被害者1名を含む。